

◆コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の充実に向けて

当行は信用を生命とする金融機関として、高い企業倫理の構築と遵法精神の徹底により、社会からゆるぎない信頼を得ていくことを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、法令等遵守に努めています。

コンプライアンス重視の企業風土の確立

第10次中期経営計画におきましても、コンプライアンスの方針として「高い企業倫理と遵法精神による社会からのゆるぎない信頼の獲得」「コンプライアンス意識の醸成」「個人情報保護法に則ったお客様情報の保護」を掲げて、一層のコンプライアンス態勢強化に努めています。

組織体制

コンプライアンス委員会	リスク統括部担当常務役員を委員長とし、常勤監査役および関連各部の部長で構成。コンプライアンスに関する諸問題を検討・審議し、必要な対応を指示。
リスク統括部	コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスプログラムを推進するほか、コンプライアンス委員会の事務局を務める。
監査部	監査等において、各部署のコンプライアンスの状況を定期的にチェックし、その状況をリスク統括部に報告する。
各部署	各部署にコンプライアンス担当者を任命。コンプライアンス担当者は、日常的に各部署のコンプライアンス状況をチェックする。

規程体系



さらなるコンプライアンスの充実を目指して～知識・意識向上への取り組み

当行では、これまで構築してきたコンプライアンス態勢の一層の充実を目指し、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践しています。

具体的には、各部署において毎月コンプライアンス勉強会を開催し、法令等に関する知識の涵養と意識の向上に努めています。また、各種研修においてもコンプライアンスに関するカリキュラムを設け、行員のコンプライアンスに関する知識と意識の向上に努めています。

さらに、定期的に各部署の業務内容に応じたコンプライアンスに関する自己チェックを行うな

どコンプライアンス重視の企業風土の定着に努めています。

また、職員相互の牽制機能の向上および情報の早期吸い上げによるコンプライアンス違反の自立的解決を目的として、外部の弁護士を通報・相談窓口に加えるなど内部通報体制の充実・整備を図っております。

当行は、皆様の信頼にお応えし、高い公共性を有する金融機関としての使命を全うするため、今後ともコンプライアンス態勢の一層の充実を図ってまいります。